

# 令和2年度 第1回宝達志水町青少年育成委員会

## 《送付資料》

令和2年度青少年育成委員会委員名簿 .....	1
宝達志水町青少年健全育成関係組織図について .....	2
宝達志水町青少年育成委員会設置要綱について .....	3
令和2年度青少年育成委員会事業計画について .....	4
令和2年度青少年育成委員会巡回指導計画について .....	5
宝達志水町青少年育成委員会巡回指導マニュアルについて .....	7

# 令和2年度宝達志水町青少年育成委員会 委員名簿

(順不同)

任期 令和2年4月1日～令和3年3月31日

No	氏名	所属	役職	連絡先
1	西田 和彦	押水第一小学校	PTA	[学校] TEL 28-2129 FAX 28-2144
2	北本 優平	押水第一小学校	PTA	
3	南谷 健	押水第一小学校	PTA	
4	上杉 徹	押水第一小学校	生徒指導担当教諭	
5	山田 誠	宝達小学校	PTA	[学校] TEL 28-2101 FAX 28-4313
6	越野 利和	宝達小学校	PTA	
7	松田 文隆	宝達小学校	PTA	
8	新瀬 和夫	宝達小学校	生徒指導担当教諭	
9	永野 美和子	相見小学校	PTA	[学校] TEL 28-2017 FAX 28-2336
10	松浦 尚史	相見小学校	PTA	
11	定免 綾香	相見小学校	PTA	
12	山田 亮	相見小学校	生徒指導担当教諭	
13	杉本 真智子	樋川小学校	PTA	[学校] TEL 29-2044 FAX 29-3990
14	荒木 良	樋川小学校	PTA	
15	岡嶋 真吾	樋川小学校	生徒指導担当教諭	
16	前田 菜穂	志雄小学校	PTA	[学校] TEL 29-2052 FAX 29-2069
17	赤池 しのぶ	志雄小学校	PTA	
18	土一 美希	志雄小学校	PTA	
19	森田 修一	志雄小学校	生徒指導担当教諭	
20	白川 八重子	宝達中学校	PTA	[学校] TEL 28-3121 FAX 28-3120
21	長田 ひとみ	宝達中学校	PTA	
22	宮本 真由美	宝達中学校	PTA	
23	木津 悦子	宝達中学校	PTA	
24	上野 久美	宝達中学校	PTA	
25	駒井 一博	宝達中学校	生徒指導担当教諭	
26	山森 宣和	宝達高校	生徒指導担当教諭	[学校] TEL 28-3145 FAX 28-4056
27	赤池 大輔	石川県	青少年育成推進指導員	[学校] TEL 28-3145 FAX 28-4056
28	大窪 祐宣	石川県	青少年育成推進指導員	
29	澤田 徳子	石川県	青少年育成推進指導員	
30	高松 千鶴子	石川県	青少年育成推進指導員	
31	山本 外志男	石川県	青少年育成推進指導員	
32	細江 孝	青少年育成センター	所長	
33	坂井 賢		事務局	
34	上野 峰子			
35	浅川 治世			
36	松田 真由美			
37	畑山 光夫			
38	山田 松夫			
39	藤森 省吾			
40	丸山 恵里香			
<b>オブザーバー</b>				
41	尾崎 雅也	羽咋警察署	生活安全課生活安全課長	[羽咋警察署] TEL 22-0110
42	境田 弘一	志雄防犯 ブルーバード	代表	TEL 29-4537

## 宝達志水町青少年健全育成関係 組 織 図

<b>青少年健全育成町民会議</b>
家庭・学校・地域が一体となって地域ぐるみで明るく心豊かで健やかな青少年育成に努めることが目的
事業内容 ・ 青少年健全育成施策の審議 ・ 青少年育成センターの活動及び運営に関する審議など
委員構成 町長(会長)、教育長(副会長) 青少年健全育成関係機関・団体代表者

<b>青少年育成センター</b>
事業内容 ・ 青少年の健全育成、非行防止に関すること ・ 青少年育成委員会の庶務を処理する
教育長(所長) 補導員

名称	青少年育成委員会	あいさつ運動推進委員会	健全育成モニター会議	小・中・高生徒指導連絡会議
活動	街頭補導活動 有害環境浄化活動など	「あいさつ運動」、「愛のひと声運動」の推進など	青少年の善行や非行、有害環境等の情報提供など	生徒指導の現状や課題に関する情報交換など
主な構成員	育成センター所長(委員長) 小・中学校PTA代表者 小・中・宝達高生徒指導担当教諭 県青少年育成推進指導員 育成センター関係職員 ----- (オガザバー) 羽咋警察署員 志雄防犯ブルーバード	教育長(委員長) 町民会議全委員 [協力依頼] 区長会、町役場職員 保育所、小・中学校	区長会代表(委員長) 全区長	校長会(中学校)代表(委員長) 小・中・宝達高生徒指導担当教諭 (育成センター関係職員)

## 宝達志水町青少年育成委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 家庭・学校・地域が連携し、地域における青少年の非行防止活動及び有害環境の浄化活動等を行うことを目的として、宝達志水町青少年育成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員)

第2条 委員会は、次に掲げる青少年育成委員（以下「委員」という。）で組織し、青少年育成センター所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

- (1) 小・中学校PTAの代表者
- (2) 小・中・高等学校生徒指導担当教諭
- (3) 石川県青少年育成推進指導員
- (4) 青少年育成センター関係職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、所長が適当であると認める者

2 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第3条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員長に所長を充て、副委員長は委員長が任命する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (オブザーバー)

第4条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員会の目的を達成するための専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的見地から助言又は協力を行うものとする。

### (会議)

第5条 委員会の会議は年2回開催し、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めるときは、その都度会議を開催することができる。

### (活動)

第6条 委員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 街頭補導計画に基づいた街頭補導活動
- (2) 地域における街頭補導活動
- (3) 青少年に悪影響を与える有害環境等の情報提供及び浄化活動
- (4) その他、青少年の非行防止及び健全育成に関する活動

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、青少年育成センターにおいて処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 令和2年度青少年育成委員会事業計画

月 日	事 業 名	会 場
中止	○第1回宝達志水町青少年育成委員会	さくらドーム21
7月 9日	<b>【青少年の非行・被害防止全国強調月間】</b> ●有害図書等区分陳列一斉点検 ●石川県青少年育成推進指導員研修会	町内→県で実施 県青少年総合研修センター
8月 中止	○石川県青少年健全育成「羽咋郡・市ブロック会議」 ○夏季休業巡回指導	宝達志水町 町内
9月 1日～30日 23日～25日	○グッドマナーキャンペーン巡回指導 ○羽咋法事巡回指導	町内 羽咋市
10月 中止 16日～18日	○蓮華山子ども相撲大会巡回指導 ○YOSAKOIソーラン日本海巡回指導	子浦地内 グラウンドゴルフ場
11月 28日	<b>【子ども若者育成支援強調月間】</b> ●有害図書等区分陳列一斉点検 ●青少年携帯電話等対策講座	町内 矢田郷地区コミュニティーセンター
2月 下旬	○第2回宝達志水町青少年育成委員会	さくらドーム21
<p>○巡回指導…夏季休業や行事の際に、街頭補導活動、青少年に悪影響を与える有害環境等の情報提供及び浄化活動を行う。</p> <p>●有害図書等区分陳列一斉点検…コンビニなどで成人用雑誌が一般の書物と区別された陳列をしているか点検する。違反した店には30万円以下の罰金が科される。</p>		

○ 町青少年育成委員会関係

● 県青少年関係主要行事（少子化対策監室子ども政策課）

その他

宝達志水町青少年健全育成町民会議 年2回（6月中旬、2月中旬）

## 令和2年度青少年育成委員会巡回指導計画

### 1 グループ割 (○：責任者)

① 事務局	② 押水第一小学校	③ 宝達小学校	④ 相見小学校
山本外志男	西田 和彦	山田 誠	永野美和子
赤池 大輔	北本 優平	越野 利和	松浦 尚史
大窪 祐宣	南谷 健	松田 文隆	定免 綾香
高松千鶴子	○上杉 徹	○新瀬 和夫	○山田 亮
○澤田 徳子			
⑤ 樋川小学校	⑥ 志雄小学校	⑦ 宝達中学校	
杉本真智子	前田 菜穂	白川八重子	
荒木 良	赤池しのぶ	長田ひとみ	
○岡嶋 真吾	土一 美希	宮本真由美	
	○森田 修一	木津 悦子	
		上野 久美	
		○駒井 一博	

### 2 巡回指導実施期間

期間	行事等	グループ	備考
8/1～8/5 8/8～8/17	夏季休業	全グループ	地区内を中心に巡回
9/1 ～30	グッドマナー キャンペーン	全グループ	地区内を中心に巡回
9/23 ～25	羽咋法事	① ⑦	露店の出ている界隈及び近辺の路地 を中心に巡回
中止	蓮華山 子ども相撲大会	① ⑤ ⑥ ⑦	露店の出ている界隈及び近辺の路地 を中心に巡回
10/16 ～18	YOSAKOIソーラン 日本海	① ② ③ ④ ⑦	露店の出ている界隈及び近辺の路地 を中心に巡回

### 3 巡回指導時の留意事項

グループごとに期日や時間、巡回場所等を決めてください。  
声かけ（指導）の対象は、町内の小・中学生、高校生とします。  
巡回時は、身分証明書、帽子の着用をお願いします。

### 4 巡回指導報告書

巡回指導後、報告書に指導事項等を記入の上、育成センター事務局まで提出してください（メール、FAX可）。後程、学校の代表メールを通して、責任者の方に様式をお送りいたします。

### 5 その他

日常生活で地域の青少年の不良行為や問題行動等を発見した場合は、育成センター事務局まで報告してください。

また、巡回中に万が一事故やケガ等をした場合は、ボランティア活動保険に加入しておりますので、事務局までご連絡ください。



# 宝達志水町青少年育成委員巡回指導マニュアル

## 1 活動内容

青少年に対して犯罪被害や非行の防止を目的とした見守り活動を行ってください。自主的に参加しやすい日・時間帯・場所を考慮し、必ず複数人で行ってください。責任者の指揮の下で行動してください。

### 1) 被害防止

知らない人に付いていかない、知らない人の車に乗らない、危険な場所にいかない、早く家に帰る、等を声掛けしてください。

### 2) 非行防止

飲酒、タバコ所持及び喫煙、自転車の二人乗り、夜間徘徊

- ① 非行防止の声掛けの手法は、別紙「非行防止の声かけの手法」を参考にしてください。
- ② 身に危険を感じる時は、無理に近づかずに速やかに育成センターや駐在所に報告してください。
- ③ 酒類やタバコを取り上げることはできません。廃棄するよう説得しても聞き入れない場合は、育成センターや駐在所に報告してください。
- ④ 行動が不審、もしくは逃げ出したとしても強制的に拘束することはできません。服装や背格好などをメモして育成センターや駐在所に報告してください。追跡は危険なので絶対にしないでください。
- ⑤ 自転車の二人乗り等の注意は、自転車に手をかけるなど無理をすると、事故を誘発する恐れがあります。事前に手を挙げて停止を促すなど、注意を青少年育成委員に向けてから声掛けをしてください。

### 3) 地域の危険個所などの把握、青少年育成委員会への報告

人が入り込みそうな空き家、子供たちのたまり場、人目の付かないところ、危険個所などを発見したら、巡回指導報告書に記入して青少年育成委員会へ報告してください。

## 2 巡回場所

通学路や公園、人目に付きにくい場所、危険個所（貯水池、がけ地など）

## 3 持ち物

帽子、身分証明書、筆記用具とメモ帳、活動しやすい服装及び履物、携帯電話、懐中電灯及び反射材（夜間）など



## 4 注意事項

委員の身と、青少年の安全を第一に行動してください。

携帯電話には羽咋警察署（22-0110）と地元の駐在所（志雄 29-2047、敷浪 29-2158、河原 28-2231、北川尻 28-2237）の電話番号を登録しておいてください。

通報は、場所をわかりやすく説明してください。住所がわかる場所では「〇〇町〇〇〇〇、××さんの家の前です。」、住所が分からない場所では、付近の交差点、店舗、施設など目標物を確認して伝えてください。

他人の土地には事前の承諾なしに入ることはできません。不審に感じたら警察に通報してください。

青少年育成委員の活動ではありませんが、不審車両に見かけた際にはナンバー（下4桁だけでも）や車両の色などを羽咋警察署に通報してください。

宝達志水町青少年育成センター

（事務局 宝達志水町教育委員会生涯学習課）

TEL0767-29-8320・FAX0767-29-2333